

# 市有地売却のご案内

角 田 市

角田市角田字大坊4 1

角田市総務部総務課

0224 - 63 - 2111

## 角田市有地売却実施要項

### (目的)

角田市では、未利用地の有効活用と財政再建の一環として、市有財産の売却を進めています。

### (所在地等)

番号	所 在	面積(㎡)	坪 数	販売価格(円)
1	角田市岡字内越7番4	1,864.58	565.0	18,300,000
	<b>【概要】</b> ■阿武隈急行岡駅より南側へ徒歩10分 ■用途地域 第一種中高層住居専用地域 ■建ぺい率 60% ■容積率 200% ■上水道・下水道・電気・電話の自己負担による引き込みが必要 ■下水道受益者負担金の支払いが必要 ■文化財の手続きが1ヵ月ほど必要(詳細は生涯学習課文化財保護係へお問い合わせください<TEL62-2527>)			
番号	所 在	面積(㎡)	坪 数	販売価格(円)
2	角田市毛萱字熊野堂36番2、 36番4、37番2、57番	1,635.25	495.5	3,775,800
	<b>【概要】</b> ■用途地域 都市計画区域外 ■上水道・浄化槽・電気・電話の自己負担による引き込みが必要			

### 1. 売却方法

価格を公示し、申込みの先着順により受付して売却します。(価格公示方式)

### 2. 申込者の資格

次の要件のすべてに該当する方に限ります。

- (1) 不動産の売買に係る契約を締結する能力について、法令上の制限を受けていない方。
- (2) 破産者で復権を得ていない方でないこと。
- (3) 在住(所在地)の市区町村税に滞納が無く、売買代金の支払いが可能な方。
- (4) 角田市建設工事等の契約に関する暴力団排除措置要綱(平成20年10月22日角田市告示第99号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等に該当する者又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者、以外の者。

### 3. 申込みにあたっての留意事項

- (1) 申込書に事実と異なる記載がある場合には、申込みが無効となる場合があります。
- (2) 売買契約及び登記は、市有地買受申込書に記載された名義で行いますので、共有名義を希望する場合は、複数名での申込みとなります。
- (3) 売却物件は、現況での引き渡しとなりますので、申込前に現地を十分確認してください（現地説明会は行いません）。

### 4. 申込に必要な書類

#### (1) 個人の場合

①市有地買受申込書

②誓約書

③住民票の写し（申込前1か月以内に発行されたもの） 1通

※ 複数名義での申込みの場合は、申込者全員の誓約書及び住民票の写しが必要になります。

④市税納付状況確認同意書（角田市在住の方のみ）又は令和4年度の市区町村税の納税証明書

※ 市区町村税の納税証明書は、次に掲げるもののうち該当するもの

ア 市区町村民税及び県民税

イ 固定資産税及び都市計画税

ウ 軽自動車税

エ 特別土地保有税

オ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料

#### (2) 法人の場合

①市有地買受申込書

②誓約書

③資格証明書

④市税納付状況確認同意書（角田市に事業所がある法人のみ）又は令和4年度の市区町村税の納税証明書

※ 市区町村税の納税証明書は、次に掲げるもののうち該当するもの

ア 固定資産税及び都市計画税

イ 軽自動車税

ウ 法人市区町村民税

エ 特別土地保有税

### 5. 申込方法

(1) 別添「市有地買受申込書」及び「誓約書」等に必要事項を記入し、押印の上、角田市総務部総務課へ直接ご持参ください。（郵送等は不可）

(2) 受付場所 角田市役所 西庁舎2階 総務部総務課管財契約係

## 6. 受付時間及び買受人の決定方法

- (1) 受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 決定方法 受付の先着順とし、書類選考により買受人を決定します。ただし、同一日において、受付時間前に複数の購入希望者があった場合は、くじにより受付の順序を決定します。

## 7. 売買契約の締結及び代金の支払方法

- (1) 契約日 申込みがあった日から概ね2週間以内で本市の指定する日
- (2) 場 所 角田市役所 西庁舎2階 総務部総務課
- (3) 売買代金の支払い方法
  - (a) 一括払いの場合  
契約締結と同日に全額納付していただきます。

### (b) 契約保証金払いの場合

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として、本市の発行する納入通知書により、契約締結の際に納付していただきます。その後、売買代金と契約保証金の差額を契約締結の日から30日以内に本市の発行する納入通知書により本市の指定金融機関等に納付してください。この場合において、契約締結の際に納付した契約保証金については、売買代金に充当します。

## 8. 売買契約に必要なもの

- (1) 土地売買契約書 2通
- (2) 印鑑（認印でも可。シャチハタ不可。）
- (3) 収入印紙（契約書貼付用、所有権移転登記申請用）
- (4) その他市で提出を求める書類

## 9. 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納入があったときに所有権が移転するものとし、登記完了後に土地を引き渡すものとしめます。
- (2) 土地の引渡しは、現況での引渡しとなります。
- (3) 所有権移転登記の嘱託は、角田市が行います。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。

## 10. 契約の解除

次の場合は、契約を解除し、契約保証金は返却しません。

- (1) 売買代金を指定日まで納入しないとき。
- (2) その他契約に違反したとき。

11. 現地案内

希望される方には現地をご案内いたしますので、事前にご連絡をお願いします。

連絡先

宮城県角田市角田字大坊41

角田市総務部総務課

電話番号 0224-63-2111